

# 青森県報

号外第八十五号

平成十八年  
九月二十七日  
(水曜日)

## 目次

目次

住民監査請求に係る監査結果……………(冊 巻 回) ……1  
包括外部監査結果に対する措置の公表……………( 回 ) ……2  
隠微損耗に採る措置の公表……………( 回 ) ……3

## 監 査 報 告

### 住民監査請求に係る監査結果

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定により、住民監査請求に基づき監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成18年9月27日

青森県監査委員	林 忠 男
同	鶴 賀 茂 世
同	小比類巻 雅明
同	阿 部 広 悦

### 住民監査請求に係る監査結果

- 第1 監査の請求
- 1 請求書の提出  
平成18年7月14日
- 2 請求人

弘前市大字緑ヶ丘2丁目1番地11

大内五介

弘前市大字和徳町95番地1

高松利昌

弘前市大字富士見町18番地14

越 明男

弘前市大字一野渡字野尻87番地1

竹浪 純

3 請求の趣旨(内容は原文のまま。)

(1) 措置の要求

青森県知事が請求の理由に於いて成立している損害賠償請求権の行使をしないことは、財産管理を不当に怠るものであるから、地方自治法242条1項に基づき、監査委員が青森県知事に対し、その行使をするよう勧告することを請求する。

(2) 請求の理由(違法または不当な行為)

ア 別紙課徴金対象物件一覧記載の業者(以下「本件業者」という)は、東北地方整備局発注の平成14、15、16年度の橋梁工事のうち、青森県内に於いて施工した別紙課徴金対象物件一覧表記載の工事(以下「本件工事」という)を自社単独または共同企業体として落札している。

イ 道路法50条の規定により、国道の管理に要する費用の一部は都道府県が負担することと規定されており、その割合は原則として新設・改築費用については3分の1とされる。

従って、本件工事の経費の3分の1については、本県の費用負担により賄われている。

ウ 本件業者らは、橋梁工事の受注調整を行う組織としてK会またはA会と称する会を設け、各社が営業責任者級の者等を登録し、それぞれ、毎年度末の会合に於いて幹事社を選出し、遅くとも平成14年4月以降、国土交通省が発注する工事について、受注価格の低落防止および安定した利益の確保を図るため、

各社の過去の受注実績等に基づき、K会およびA会の幹事社が割り付けたり者または共同企業体を受注すべき者とする  
こと  
受注すべき価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は受注予定者が定めた価格で受注できるよう協力する  
旨を合意していた。

エ このいわゆる橋梁談合について、本件業者らは、独占禁止法に違反する  
として、

平成17年9月29日、公正取引委員会から排除勧告がなされ、同日、日本道路公団が発注する鋼橋上部工事についても同様に勧告がなされた。  
平成17年5月23日、同年6月29日、同年8月15日、独占禁止法に違反する入札談合による取引制限として告発され、起訴もなされた。  
平成18年3月24日、本件業者に対して、工項目録課徴金算定対象金額欄記載の金額を基礎とする課徴金納付命令が発せられた。

才 以上より、本件工事につき、遅くとも平成14年度より談合による不法行為が継続して行われていたことは明らかである。

上記不法行為の結果、県は本件工事の費用負担分について適正な競争が確保されていれば成立したであろう想定価格と、実際の契約金額との差額の3分の1相当額について過大な負担をさせられて損害を被っている。損害額は費用負担額の1割を下ることはないと推測される。前記不法行為を行った各業者に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権を有している。

青森県知事がこの損害賠償請求権の行使をしないことは財産管理を不当に怠るものであるから、地方自治法242条に基づき、監査委員が青森県知事に対し、その行為をするよう勧告することを請求する。

## 報 告 書

### 第2 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の規定に定める要件を備えているものと認め、平成18年7月28日付けでこれを受理した。

### 第3 監査の実施

#### 1 監査対象事項

(1) 公正取引委員会が平成18年3月24日に発した課徴金納付命令の対象工事中、東北地方整備局が発注した青森県内の工事4件（以下「本件工事」という。）が含まれているか否か。

(2) 本件工事の経費の3分の1について、青森県が費用を負担しているか否か。

(3) 談合の結果、県は本件工事の費用負担分について適正な競争が確保されていれば成立したであろう想定価格と、実際の契約金額との差額の3分の1相当額について過大な負担をさせられて損害を被っているか否か。

(4) 県は談合を行った各業者に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権を有し、青森県知事がこの損害賠償請求権を行使しないことは財産管理を不当に怠るものであるか否か。

#### 2 監査対象部局

直轄道路事業費の県負担金の支出事務を行っている県土整備部を監査対象部局とした。

なお、同事務は平成16年度まで県土整備部の監理課が担当していたが、平成17年度から同部の道路課が担当している。

#### 3 監査の内容

(1) 監査の通知

県土整備部道路課に対して、平成18年8月3日付けで監査の実施を通知した。

(2) 事情聴取

平成18年8月28日に道路課長に対して事情聴取を行った。

#### 第4 請求人に対する証拠の提出及び陳述の実施

法第242条第6項の規定に基づき、平成18年8月28日に、請求人に対し新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、新たな証拠として日本弁護士連合会の2001年2月付け「入札制度改革に関する提言と入札実態調査報告」の写しと同連合会消費者問題対策委員会の2003年7月付けの「入札制度改革に関する調査報告書」の写しを提出し、陳述において本件請求の趣旨の補足を行った。

なお、請求人の陳述の際、法第242条第7項の規定に基づき、監査対象部局の道路課及び監理課の職員を立ち会わせた。

#### 第5 監査の結果

#### 1 事実関係の確認

(1) 本件入札談合に係る課徴金納付命令について  
公正取引委員会が公表している事実から、以下のことを確認した。

ア 公正取引委員会は、平成18年3月24日、国土交通省の関東地方整備局、東北地方整備局及び北陸地方整備局が発注する鋼橋上部工事並びに日本道路公団が発注する鋼橋上部工事の入札参加業者44社に対し、改正独占禁止法の経過措置による改正前の独占禁止法第48条の2第1項の規定に基づ

き、課徴金納付命令（以下「本件課徴金納付命令」という。）を行った。

イ 本件課徴金納付命令を受けた入札参加業者のうち、日本道路公団が発注する鋼橋上部工事の入札参加業者3社から審判手続の開始請求があり審判手続中であるが、その他の入札参加業者については本件課徴金納付命令は確定している。

(2) 本件課徴金納付命令の対象工事について

道路課から東北地方整備局が公正取引委員会から得た資料を基にして作成した課徴金対象物件一覧（東北地方整備局発注の鋼橋上部工事：青森県内）の提出を受けた。これにより、本件請求において談合が行われたとされている青森県内の4工事は、本件課徴金納付命令の対象工事であることを確認した。

(3) 本件工事に対する青森県の負担割合について

ア 道路法第50条の規定により、国道の新設又は改築の場合、県負担は3分の1（国3分の2）、国道の維持、修繕、その他の場合、県負担は10分の4.5（国10分の5.5）とされている。

ただし、道路整備緊急措置法等により、高規格幹線道路のような全国的な高速交通ネットワークを構成する改築事業については、国の原則負担割合である3分の2が10分の7（県10分の3）となっている。

さらに本県は、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の適用団体となっているため、財政力指数等を勘案した算式により得られた数1.20（平成14年及び16年の率）を国の負担割合に乘以、3分の2が3分の2.4（県3分の0.6）に、10分の7が10分の8.4（県10分の1.6）となっている。

このため、本件工事に対する県負担割合は、必ずしも3分の1ではないことを確認した。

イ 本件工事に対する本県の負担割合について道路課が平成18年8月22日付けで東北地方整備局長あてに文書照会した結果、同局から9月1日付けで回答があり、本県の負担率については現在検討中という回答となっていることを確認した。

(4) 本件工事に対する県負担額について

ア 本件工事に対して県が負担金を支出した事実について道路課が平成18年8月22日付けで東北地方整備局長あてに文書照会した結果、同局から9月

1日付けで回答があり、本県の負担額及び負担年月日については現在検討中という回答となっていることを確認した。

イ 直轄道路事業費に対する県負担金は、国土交通大臣からの請求に基づいて支出しているが、平成14年度直轄道路事業費及び平成16年度直轄道路事業費に対する県負担金の支出状況は、道路課から提出された関係書類により次のとおりであることを確認した。

（単位：円）

平成14年度	支払年月日	支払金額	平成16年度	支払年月日	支払金額
直轄道路事業費に対する県負担金支出状況	H14. 9. 10	1,329,372,000	直轄道路事業費に対する県負担金支出状況	H16. 9. 10	1,009,041,489
	H14. 12. 10	1,039,703,000		H16. 12. 10	855,387,313
	H15. 3. 20	2,809,969,499		H17. 3. 31	3,308,143,032
	H15. 3. 31	1,057,586,867		H17. 3. 31	431,259,267
	H15. 12. 10	432,750,131		H17. 12. 12	86,749,483
計		6,669,381,497	計		5,690,580,584

(5) 本件入札談合に対する国土交通省の考え方について

道路課の平成18年8月22日付け東北地方整備局長あて文書照会に対する同局の9月1日付けの回答は、以下のとおりとなっていることを確認した。

ア 国土交通省発注の鋼橋上部工事に関する入札談合事件について、公正取引委員会が平成18年3月24日に課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定した案件については、現在、工事請負契約書の「違約金特約条項」に基づき、請負金額の10%相当額を違約金として請求を行うべく準備中である。

イ 国土交通省では「違約金特約条項」を平成15年6月1日以降適用している。なお、「違約金特約条項」の適用以前の課徴金納付命令対象工事についても、損害賠償請求を行うことを検討している。

ウ 徴収した違約金については、都道府県に対し、適切に精算手続を行うことを検討している。

(6) 本件入札談合により県負担金が過大となっていることに対する県の考え方について

道路課に確認した結果、国土交通省が、違約金請求及び損害賠償請求を行使し、県の負担相当額について過年度精算すべきものと考えていることを確認した。

2 判断

本件請求において請求人は、談合による不法行為の結果、県は本件工事の費用

負担分について適正な競争が確保されなければ成立したであろう想定価格と、実際の契約金額との差額の3分の1相当額について過大な負担をさせられて損害を被っている。県は不法行為を行った各業者に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権を有している。青森県知事がこの損害賠償請求権の行使をしないことは財産管理を不当に怠ることを主張しているので、確認した事実に基づいて、以下のことについて判断する。

(1) 談合の結果、県は過大な負担をさせられて損害を被っているとの主張について

ア 談合の事実について

本件工事について入札談合が行われたことについては、公正取引委員会が公表している事実及び東北地方整備局が作成した課徴金対象物件一覧から事実であると認められる。

イ 本件工事に対する県負担金の支出事実について

本件工事に対する県負担金の支出状況については、東北地方整備局から本県の負担額及び負担年月日について検討中であるとの回答となつている。しかし、都道府県に対し適切に精算手続を行うことを検討しているとの回答していることからすると、平成14年度直轄道路事業費及び平成16年度直轄道路事業費として県が負担金を支出した中に本件工事に対する負担分が含まれていたと判断する。

ウ 本件工事の費用負担分について県は過大な負担をさせられて損害を被っていることについて

本件工事に対する県負担割合は現在不明ではあるものの、県は、談合により不当に形成された工事費の一部を負担していたものと認められる。

したがって、本件工事に対する県負担金は、談合により過大な負担となっていることとなり、負担金を支出した国との関係において過大な負担をしている状況であり、損害が生じているものと認められる。

(2) 県は不法行為を行った各業者に対して、不法行為に基づく損害賠償請求権を有しており、青森県知事がこの損害賠償請求権を行使しないことは財産管理を不当に怠るものであるとの主張について

ア 本件工事の発注者は東北地方整備局であり、業者に対する損害賠償請求の問題は本来、東北地方整備局の問題であること。

イ 国土交通省が本件鋼橋上部工事に関する入札談合事件について、今後違

約金請求及び損害賠償請求を行うことを準備又は検討している状況にあること。

ウ さらに、徴収した違約金について都道府県に対し適切に精算手続を行うことを検討している状況にあり、これにより県負担金の過大な負担分の解消が予定されていること。

以上の理由から、県が不法行為を行った各業者に対して損害賠償請求権を行使する必要はないと考えられることから、県が損害賠償請求権を行使しないことが財産管理を不当に怠ることにほならないと判断する。

### 3 結 論

本件請求については、青森県知事が損害賠償請求権の行使をしないことは財産管理を不当に怠ることとは認められないことから、棄却する。

ただし、本件監査の結果を踏まえ、県土整備部に対して以下の要望を付す。

#### 第6 県土整備部に対する要望

今後、国土交通省が本件工事に対する県負担金の過大分について適切に精算手続を進めていくようその進捗状況を適宜確認するとともに、適正な精算がなされるよう処理されることを要望する。

請求書添付「別紙課徴金対象物件一覧」（青森県内工事のみ抜粋）

平成14年度東北地方整備局発注の橋梁上部工事 課徴金対象物件一覧

単位：千円

No 番一 覧表	入札日	工事名	入札業者の内訳			落札業者	予定価格 (税抜き)	落札価格 (税抜き)	落札率 (%)	落札業者	国道事 務所	エリア	最終契約 金(税込み)	課徴金算 定対象金 額(税込み)	課徴金対 象受注事 業社名
			談合 組織	組織外	辞退等										
21	15. 3. 14	野里二道橋 上部工事	10	1		92,620	91,000	98.25%	㈱巴コー ポニー ヨン	青森河 川	青森県	107,625	107,625	㈱巴コー ポニー ヨン	
25	15. 3. 24	松野木川橋 上部工事	9	1		132,380	129,000	97.45%	瀧上工業 (株)	青森河 川	青森県	162,750	162,750	瀧上工業 (株)	

平成16年度東北地方整備局発注の橋梁上部工事 課徴金対象物件一覧

単位：千円

No 番一 覧表	入札日	工事名	入札業者の内訳			落札業者	予定価格 (税抜き)	落札価格 (税抜き)	落札率 (%)	落札業者	国道事 務所	工事 エリア	最終契約 金(税込み)	課徴金算 定対象金 額(税込み)	課徴金対 象受注事 業社名
			談合 組織	組織外	辞退等										
2	16.08.06	青森地区上 部工事	14			281,140	275,000	97.82%	川鉄橋梁 ㈱	青森河 川	青森県	288,750	288,750	川鉄橋梁 ㈱	
4	16.10.08	天神川橋上 部工事	13		2	89,160	87,000	97.58%	㈱巴コー ポニー ヨン	青森河 川	青森県	124,425	124,425	㈱巴コー ポニー ヨン	



<p>ペルのチェックを行う必要がある。</p>	<p>取通多きて載部、記つは、共同の迷は、農産物の生産に支障を及ぼすおそれがある。また、農産物の生産に支障を及ぼすおそれがある。また、農産物の生産に支障を及ぼすおそれがある。</p>	<p>市町村職員や集落リーダー等を対面して研修することとした。</p>
<p>中山間地域等 中直接支払交付金</p> <p>農地保有合理 農地促進補助 策化費補助</p> <p>農産物検査費補助</p> <p>農産物検査費補助</p> <p>農産物検査費補助</p>	<p>今後の現地検査の 実施の調とす 具わることとした。</p>	<p>農産物検査費補助 農産物検査費補助 農産物検査費補助</p>
<p>農産物検査費補助</p> <p>農産物検査費補助</p> <p>農産物検査費補助</p>	<p>交付要綱の表記に ついては、平成17年 度の交付要綱で改善 した。</p>	<p>農産物検査費補助 農産物検査費補助 農産物検査費補助</p>

<p>入する内容に組替え した。</p>	<p>平成18年度から実 計除の有無を記載し 納税義務者であるか 否かを確認すること とした。</p>	<p>農産物の生産に支障を及ぼすおそれがある。また、農産物の生産に支障を及ぼすおそれがある。また、農産物の生産に支障を及ぼすおそれがある。</p>
<p>平成18年4月から 県負担率を100分の 40から100分の30に 引き下げた。</p>	<p>農産物の生産に支障を及ぼすおそれがある。また、農産物の生産に支障を及ぼすおそれがある。また、農産物の生産に支障を及ぼすおそれがある。</p>	<p>農産物検査費補助 農産物検査費補助 農産物検査費補助</p>











